第六十八条の六十二第一項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第二項中「以下この項」を「第一号」に、「「海外探鉱用設備」を「「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機械設備」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「当該認定を」を「同法第三十五条第三項の認定を」に、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を「同法」に改める。

第六十八条の六十三の三第一項中「第四条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」という。）」の下に「に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）」を、「第六条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加え、「のこれらの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「連結親法人事業年度」を「当該連結親法人事業年度」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合　零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合　その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「「、第六十八条の十五の二」に、「「、第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第一項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に、「、第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「「、第六十八条の十五の二」に、「「、第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の二第一項」と、第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に、「、第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「「、第六十八条の十五の五」に、「「、第六十八条の十五の二第一項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八第一項」と、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の六十八第一項」と、第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第四項中「第六十八条の七十八第四項」を「、第六十八条の七十八第四項」に、「、第六十八条の八十三第十一項」を「又は第六十八条の八十三第十一項」に、「「第六十八条の八十三第十一項」を「「又は第六十八条の八十三第十一項」に改める。

第六十八条の七十四第一項、第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十四」に改める。

第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五を削り、第六十八条の八十五の二を第六十八条の八十四とする。

第六十八条の八十五の三第十四項第二号ハ中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」に改め、同条を第六十八条の八十五とする。

第六十八条の八十九第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十八条の八十九の三第三項第二号中「株主等」の下に「（同条第十四号に規定する株主等をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「連結親法人事業年度開始の日」を「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）開始の日」に改める。

第六十八条の九十四の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十九の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該連結事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十八条の百二の二の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十八条の百二の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（第六十七条の五の二第二項第一号に規定する金融機関等をいい、当該再生債権が同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより第六十七条の